

## 衛星地球観測コンソーシアムにおける共催・協力・後援等に関する取扱要領

2023年2月3日 幹事会承認

衛星地球観測コンソーシアム幹事会運営要領第7条に基づき幹事会が承認を行う、衛星地球観測コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)における共催、協力(又は協賛)及び後援(以下「後援等」という。)の取扱に関して、以下のとおり定める。

### (定義)

第1条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 共催

第三者が主催するイベントについて、主催者と共同でそのイベントを開催(企画・運営)することをいう。

#### (2) 協力及び協賛

第三者が開催の主体となるイベントについて、コンソーシアムがその趣旨に賛同し、応援・援助をすることをいう。ただし、応援・援助にあたっては、原則的に経費の負担はないものとする。

#### (3) 後援

第三者が主催するイベントについて、その趣旨に賛同し、応援・援助する場合であって、そのイベントへの関与が、名義使用の承認、そのイベントの周知等の場合をいう。

### (使用名義)

第2条 使用を許可する名義は、次のとおりとする。

衛星地球観測コンソーシアム(CONSEO)

### (対象事業)

第3条 後援等を行うことができる事業は、衛星地球観測コンソーシアム規約第2条の目的に寄与するものでなければならない。

### (承認基準)

第4条 後援等を行う事業は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものでなければならない。

- (1) コンソーシアム会員オブザーバ(以下「コンソーシアム会員等」)
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 学術研究機関

(4) 前各号に定めるもののほか、幹事会がコンソーシアムの趣旨・目的に沿うと認めた者  
2 後援等を行う事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) コンソーシアム規約第2条の目的に寄与するものであること
- (2) 事業の対象者範囲がある程度の広さを持つこと
- (3) 特定の政治的又は宗教目的を有しないこと
- (4) 営利を主たる目的としたものではないこと

3 前2項に定めるもののほか、後援等を行う事業は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 主催者の事業遂行能力が十分であること
- (2) 主催者が社会的に信用しうる者であること
- (3) 公衆衛生、災害防止等について、安全策が講じられていること

(申請手続)

第5条 後援等を希望する団体等の代表者等は、幹事会に対し後援等の申請に係る資料を提出しなければならない。

(承認)

第6条 幹事会は、前条の規定に基づく後援等の申請があった場合において、第4条各項のいずれの規定にも適合すると認めるときは、当該後援等を承認し、申請者に対しその旨を伝えるものとする。

(承認の取消し)

第7条 幹事会は、後援等にあたり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき
- (2) 申請の内容と異なる事業を行うとき
- (3) コンソーシアムの指示に従わないとき

2 幹事会は、後援等の承認を取り消すこととした場合は、申請者に対し速やかにその旨を伝えなければならない。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合、又は事業を取りやめる場合、直ちにその旨を幹事会に届けなければならない。

2 幹事会は、後援等の承認を取り消した場合、コンソーシアムが当該事業に要した経費の全部又は一部の返還を主催者に対して求めることができる。

(要領の変更)

第9条 本要領は、幹事会の決議をもって変更することができる。